

令和4年度決算に基づく久万高原町の財政指標

HP用

【 資金不足比率 】

(単位：%)

特別会計の名称等		久万高原町	経営健全化基準	備考
法適用企業	病院事業会計	—	20.0	6億4,430万2千円の剰余金
	老人保健施設事業会計	—		3億53万3千円の剰余金
	簡易水道事業会計	—		1億5,794万3千円の剰余金
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	—		554万5千円の剰余金
	農業集落排水事業特別会計	—		581万6千円の剰余金
	浄化槽事業特別会計	4.2		56万4千円の資金不足
	分譲宅地造成事業特別会計	—		1,023万1千円の剰余金
合 計				11億2,380万6千円

《 資金不足比率等の説明 》

- 1 資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の有無を表します。資金不足が無い場合は、「—」と表示しています。資金不足が有る場合は、その不足額が事業の規模に対して何%になるかを負の数値で表します。この資金不足額の算定は、法適用企業と法非適用企業によって異なり、次のようになっています。

○法適用企業 (流動負債)－(流動資産)

○法非適用企業 (歳出額)＋(建設改良以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－[(歳入額)－(翌年度に繰り越すべき財源)]

- 2 法非適用企業である訪問看護事業特別会計については、財政健全化法の資金不足の算定の対象外となっているため算定されません。